

備北圏域の医療機器の共同利用計画の確認の一部改正について

R6. 10. 31 備北地域医療構想調整会議

令和 2 年 10 月 29 日制定したこの確認について、次のとおり一部改正する。

1 1 (3) 備北圏域における医療機器の共同利用方針

「対象医療機器【放射線治療を除く】及び R I 検査装置の共同利用に努力」を「対象医療機器の共同利用に努力」に改める。

改正理由

- ・第 8 次広島県保健医療計画（令和 6 年 3 月策定）の一部として策定された広島県外来医療計画で「対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努める。」と定められ、その記載に合わせるため。
- ・放射線治療については、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン（令和 5 年 3 月）」において、「医療機器の共同利用は、対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含む」とされているため。

2 その他

備北地域保健対策協議会の事務局を務める広島県北部保健所に係る「公用文に関する規程」（昭和 57 年広島県訓令第 1 号）が一部改正されたことに伴い、読点として表記する「、」を「,」に改める。

3 施行日

令和 6 年 10 月 31 日。

備北圏域の医療機器の共同利用計画の確認について

R 2. 10. 29 備北地域医療構想調整会議

R 6. 10. 31 一部改正

1 外来医療計画による医療機器（C T、M R I、P E T、マンモグラフィ、放射線治療）の効率的な活用

（１）協議の場の設置

- 「医療機器の効率的な活用に係る協議の場」として圏域の地域医療構想調整会議を活用
- 医療提供施設や設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項等を協議し結果を公表

（２）医療機関等に対する情報提供

- 県ホームページ等で、医療提供施設や対象医療機器等の情報や共同利用の方針等を公表
- 新規購入希望者に対して、医療機器の設置の届出様式を入手の機会等に情報提供
- 対象医療機器の保守点検の状況等の情報提供を求める仕組みも検討

（３）備北圏域における医療機器の共同利用方針

- 対象医療機器の共同利用に努力
- 医療機関が新たに対象医療機器を設置又は更新する場合は、当該医療機器に係る共同利用計画書を作成し、地域医療構想調整会議において確認
- 共同利用を行わない場合は、その理由を地域医療構想調整会議において確認（必要に応じ、当該協議の場への出席を要請）

※ 医療機器の共同利用の有無や共同利用計画の内容、地域医療構想調整会議での確認の有無やその結果により、医療機器の購入・更新が妨げられることはない。

2 備北圏域における運用方法

（１）共同利用計画書等の確認

- 対象医療機器の共同利用計画書の確認又は共同利用を行わない理由の確認は、備北地域医療構想調整会議において行う。
- ただし、共同利用計画の内容が共同利用に合意するものである場合は、病院・有床診療所部会において確認を行うことができるものとする。

（２）県ホームページ等での情報提供

- 備北圏域の医療機器の共同利用計画書の提出に係る県ホームページ等での情報提供は、備北地域医療構想調整会議等による（１）の確認後に行う。
- ただし、共同利用計画の内容が共同利用の連携先の追加を可能としている場合は、（１）の確認の前に行うことができるものとする。

備北圏域の医療機器の共同利用計画の確認について

R 2. 10. 29 備北地域医療構想調整会議

1 外来医療計画による医療機器（ＣＴ，ＭＲＩ，ＰＥＴ，マンモグラフィ，放射線治療）の効率的な活用

（１）協議の場の設置

- 「医療機器の効率的な活用に係る協議の場」として圏域の地域医療構想調整会議を活用
- 医療提供施設や設備，器械及び器具の効率的な活用に関する事項等を協議し結果を公表

（２）医療機関等に対する情報提供

- 県ホームページ等で，医療提供施設や対象医療機器等の情報や共同利用の方針等を公表
- 新規購入希望者に対して，医療機器の設置の届出様式を入手の機会等に情報提供
- 対象医療機器の保守点検の状況等の情報提供を求める仕組みも検討

（３）備北圏域における医療機器の共同利用方針

- 対象医療機器【放射線治療を除く】及びＲＩ検査装置の共同利用に努力
- 医療機関が新たに対象医療機器を設置又は更新する場合は，当該医療機器に係る共同利用計画書を作成し，地域医療構想調整会議において確認
- 共同利用を行わない場合は，その理由を地域医療構想調整会議において確認（必要に応じ，当該協議の場への出席を要請）

※ 医療機器の共同利用の有無や共同利用計画の内容，地域医療構想調整会議での確認の有無やその結果により，医療機器の購入・更新が妨げられることはない。

2 備北圏域における運用方法

（１）共同利用計画書等の確認

- 対象医療機器の共同利用計画書の確認又は共同利用を行わない理由の確認は，備北地域医療構想調整会議において行う。
- ただし，共同利用計画の内容が共同利用に合意するものである場合は，病院・有床診療所部会において確認を行うことができるものとする。

（２）県ホームページ等での情報提供

- 備北圏域の医療機器の共同利用計画書の提出に係る県ホームページ等での情報提供は，備北地域医療構想調整会議等による（１）の確認後に行う。
- ただし，共同利用計画の内容が共同利用の連携先の追加を可能としている場合は，（１）の確認の前に行うことができるものとする。